

新住民基本台帳カードをお持ちの方へ

運用開始日（平成21年4月20日）後に交付された本人確認機能が強化された住基カードには、交付処理時に設定していただいた暗証番号とは異なる照合番号が自動設定されます。

照合番号とは

- ・ 本人確認を行う機関の窓口で、専用のソフトウェア等において、住基カードのICチップに書き込まれた券面事項を表示するために使用する番号のことです。住基カードの券面事項が偽造されていてもICチップ内の券面事項を読み出し確認することにより、より確実な本人確認を行うことが可能となります。

構成は以下のとおりです。

表面記載A（写真なし） 住基カードの有効期限（西暦8桁）

表面記載B（写真あり） 住基カードの有効期限（西暦8桁）＋生年月日（和暦6桁）

例）「住基カードの有効期限：2019年3月31日」「生年月日：平成21年4月12日」の場合

Aバージョンの場合 照合番号「20190331」

Bバージョンの場合 照合番号「20190331210412」

（注意事項）

- ・ ICチップ内に書き込まれた券面事項を用いて本人確認を行う場合、住基カードを所持している住民が照合番号を入力する場合と、本人確認を行う機関の窓口職員が照合番号を入力する場合があります。
- ・ 照合番号を変更することはできません。
- ・ 10回連続で誤った照合番号を入力した場合、券面事項確認カードアプリケーションがロックされてしまいます。ロックを解除する場合は、役場町民窓口係か木野支所で照合番号のロック解除をしてください。
- ・ 照合番号がロックしても、住基カードの暗証番号はロックされません。

（音更町役場町民課町民窓口係）